



令和 6 年 5 月 29 日
午前・午後 9 時 20 分 受領

No. 1

令和 6 年 5 月 29 日

議長	事務局長	係

愛南町議会議長 佐々木 史仁 殿

愛南町議会議員 少林 法子

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
<p>1 障がい者雇用の推進について</p> <p>障がいのある方は、短期間の就労移行支援の後、障がいの程度によって、雇用契約が結ばれる就労継続支援A型、雇用契約を結ばず工賃が出る就労継続支援B型に分かれて働いています。また、就労できない方は生活介護事業の支援を受けることができるようになっています。</p> <p>この障がい者雇用についてお伺いします。</p> <p>(1) 人手不足の農業と就労を求める障がい者福祉を合体させた「農福連携」が、2016年から始まっています。香川県では、両者のマッチングをする法人の働きで、農福連携が盛んです。本町でも実施されていますが、今後の見通しと、雇用が増えるべく町がどのようにかかわっていく予定か御説明ください。</p> <p>(2) 特別支援学校卒業後の就労では、求人が少ないため、自分に合った仕事を選択することはできません。また、能力を上げる訓練が少なく、一般就労に結びつきにくいのが現状です。就労継続支援B型の事業所にいく場合、これは雇用ではなく、月に1万円台の工賃が支払われています。これらの方々の多くは、訓練と合理的な配慮をすれば事業者の求めるスキルを身に着け、一般就労ができると言われ</p>	町長

ています。

いろいろな仕事を試して自分に適した仕事の選択ができる機会、訓練する場を設けるべきだと思いますが、見解をお聞きします。

(3) 生活介護の事業所が不足しているため、毎日町外に出ていかなければならない方々が存在します。これに対して、町はどのように対応していくお考えですか。

(4) 滋賀県では、条例によって、障がい福祉、高齢介護、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠を超え、また「支える側」「支えられる側」といった従来の関係を超えた地域共生社会を目指す取組をしています。その中の具体例として、障がい者自身がヘルパーの資格を取り、デイサービスで働くといった取組もされているようです。これによって、障がい者は支える側の誇りを感じ、町は福祉面での人手不足が解消でき、一石二鳥です。

このような柔軟な発想を参考に、障がい者雇用の面から取り入れてはいかがでしょうか。

(5) 今後、本町の産業振興や雇用の創出が期待される場合は、事業者には障がい者雇用の啓発をするべきだと思います。同時に、町が事業や行事を進める際には、障がい者雇用の側面からの検討を必ず入れるべきであると考えますが、町長の見解をお聞きします。

2 子ども議会の開催について

町長

学校での主権者教育が取り入れられているにも関わらず、若者の政治離れに歯止めがかからず、投票率の低さや議員のなり手不足等が課題となっています。

そんな中、全国には子ども議会を実施している市町があります。子ども議員は、地域によって小学生、中学生、高校生と異なりますが、通常議会そのままに議場で一般質問を行い、執行部が答えます。

この目的は三点あります。一点目は、子どもたちに市町政等について意見を表明する機会を提供することで、議会のしくみや働き、地方自治の役割や重要性を認識してもらうこと。二点目は、子どもの意見を聴いて市町政に反映させること。三点目は、子ども議員の発言で社会が変わる様子を見たり体感したりすることで、政治参加への意識の底上げを図ることです。

平成26年には、全国で170以上の市町で開催されました。愛媛県内でも、平成29年から実施している今治市をはじめ、八幡浜市、四国中央市、西条市が開催しています。

あらゆる世代が町の未来づくりに主体的に関わる、そんな愛南町を目指して、本町でも子ども議会の開催を提案しますが、町長の見解をお聞きします。

3 地方自治法改正法案に係る「国の補充的指示」に対する町の見解について

町長

政府が、今国会に地方自治法の改正案を提出しました。これは衆議院総務委員会で、修正を加えたうえで可決されました。今後、衆議院本会議、次いで参議院に送られる見通しです。

この改正案では、大規模災害や感染症まん延など「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生した場合、政府が閣議決定の手続きを経れば、個別法に規定がなくとも「国の補充的指示」として、国が自治体に対して法的義務を持つ指示を行なうことができるの特例を設けることとしています。

しかし、この「補充的指示」の要件となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」については、どのような事態を想定しているのか具体的に示されておらず、また立法事実も明らかにされていません。さらに「緊急性」の要件を外してしまっています。

これは、2000年の地方分権一括法で明確にされた「国と地方は対等」「国の関与は必要最小限とし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない」とする考えに反するものです。

この改正案に対し、2月全国知事会は「国と地方の対等な関係が損なわれる」との懸念を示し、「国の指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう」求めています。また、日本弁護士連合会も「曖昧な要件のもとに国の指示権を一般的に認めようとする点で、地方分権の趣旨や憲法の地方自治の本旨に照らし極めて問題があるものである」と改正案に反対する意見書を提出しています。

多くの町民は、このような未曾有の改正案に対し、政府の統制力がいたずらに強められ、地方自治の自主性・自立

性が守られなくなるのではないかと、かつてない不安を抱いております。この件について本町においても議論し、地方自治体の本旨である団体自治や住民自治が守られることに対して、動いていただきたいと思っておりますが、愛南町は地方自治体としてどのようにお考えかお尋ねいたします。